

消防用設備等の定期点検について

令和4年3月18日

総務省消防庁

1 法令名等①

法令名・該当条文・条文内容

○ 消防法（昭和23年法律第186号）（抄）

<目的>

第1条

この法律は、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。

<消防用設備等の設置・維持と特殊消防用設備等の適用除外>

第17条

- ① 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設（以下「消防用設備等」という。）について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。
- ② （略）
- ③ 第1項の防火対象物の関係者が、同項の政令若しくはこれに基づく命令又は前項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って設置し、及び維持しなければならない消防用設備等に代えて、特殊の消防用設備等その他の設備等（以下「特殊消防用設備等」という。）であつて、当該消防用設備等と同等以上の性能を有し、かつ、当該関係者が総務省令で定めるところにより作成する特殊消防用設備等の設置及び維持に関する計画（以下「設備等設置維持計画」という。）に従って設置し、及び維持するものとして、総務大臣の認定を受けたものをを用いる場合には、当該消防用設備等（それに代えて当該認定を受けた特殊消防用設備等が用いられるものに限る。）については、前2項の規定は、適用しない。

<消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告>

第17条の3の3

第17条第1項の防火対象物（政令で定めるものを除く。）の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等（第8条の2の2第1項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能）について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

1 法令名等②

<点検内容、点検の期間及び報告の期間>

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）（抄）

第31条の6

- ① 法第17条の3の3の規定による消防用設備等の点検は、種類及び点検内容に応じて、1年以内で消防庁長官が定める期間ごとに行うものとする。
- ② 法第17条の3の3の規定による特殊消防用設備等の点検は、第31条の3の2第6号の設備等設置維持計画に定める点検の期間ごとに行うものとする。
- ③ 防火対象物の関係者は、前2項の規定により点検を行った結果を、維持台帳（第31条の3第1項及び第33条の18の届出に係る書類の写し、第31条の3第4項の検査済証、次項の報告書の写し、消防用設備等又は特殊消防用設備等の工事、整備等の経過一覧表その他消防用設備等又は特殊消防用設備等の維持管理に必要な書類を編冊したものをいう。）に記録するとともに、次の各号に掲げる防火対象物の区分に従い、当該各号に定める期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、特殊消防用設備等にあつては、第31条の3の2第6号の設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告するものとする。
 - 一 令別表第1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物
1年に1回
 - 二 令別表第1（5）項ロ、（7）項、（8）項、（9）項ロ、（10）項から（15）項まで、（16）項ロ、（17）項及び（18）項までに掲げる防火対象物
3年に1回
- ④～⑧ （略）

第31条の3の2

- 法第17条第3項に定める設備等設置維持計画には、次の各号に掲げる事項について記載するものとする。
- 一 防火対象物の概要に関すること。
 - 二 消防用設備等の概要に関すること。
 - 三 特殊消防用設備等の性能に関すること。
 - 四 特殊消防用設備等の設置方法に関すること。
 - 五 特殊消防用設備等の試験の実施に関すること。
 - 六 特殊消防用設備等の点検の基準、点検の期間及び点検の結果についての報告の期間に関すること。
 - 七 特殊消防用設備等の維持管理に関すること。
 - 八 特殊消防用設備等の工事及び整備並びに点検に従事する者に関すること。
 - 九 前各号に掲げるもののほか、特殊消防用設備等の設置及び維持に関し必要な事項に関すること。

1 法令名等③

消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号）（抄）

第1 （略）

第2 点検の内容及び点検の方法

点検の内容及び点検の方法は、次のとおりとする。ただし、特殊消防用設備等にあつては、法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画によるものとする。

1 **機器点検** 次の事項について、消防用設備等の種類等に応じ、別に告示で定める基準に従い確認すること。

- (1) 消防用設備等に附置される非常電源(自家発電設備に限る。)又は動力消防ポンプの正常な作動
- (2) 消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から判別できる事項
- (3) 消防用設備等の機能について、外観から又は簡易な操作により判別できる事項

2 **総合点検** 消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類等に応じ、別に告示で定める基準に従い確認すること。

第3 点検の期間

点検の期間は、次の表の上欄に掲げる消防用設備等の種類等並びに同表中欄に掲げる点検の内容及び方法に応じ、同表下欄に掲げるとおりとする。ただし、特殊消防用設備等にあつては、法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画に定める期間によるものとする。

消防用設備等の種類等 ※上欄	点検の内容及び方法 ※中欄	点検の期間 ※下欄
消火器具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント設備、連結散水設備、無線通信補助設備及び共同住宅用非常コンセント設備	機器点検	6月
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結送水管、非常電源(配線の部分を除く)、総合操作盤、パッケージ型消火設備、パッケージ型自動消火設備、共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備、住戸用自動火災報知設備、共同住宅用非常警報設備、共同住宅用連結送水管、特定小規模施設用自動火災報知設備、加圧防排煙設備、複合型居住施設用自動火災報知設備並びに特定駐車場用泡消火設備	機器点検	6月
	総合点検	1年
配線	総合点検	1年

第4 （略）

2 規制趣旨・背景

規制の趣旨・目的

- 消防法では、建物の用途や規模などの状況に応じ、消火器や自動火災報知設備などの消防用設備等の設置を義務付けている。
なお、消防用設備等に代えて、同等以上の性能を有するものとして総務大臣の認定を受けた特殊消防用設備等を設置することができる。
- 消火器や自動火災報知設備などの消防用設備等又は特殊消防用設備等は、火災が発生した場合にはじめて使用されるものであり、いついかなる時に火災が発生してもその機能を有効に発揮できるものでなければならないことから、日常の維持管理が十分になされることが必要である。



消火器



自動火災報知設備

<参考：点検を実施していなかったことによる事故事例>

- ・ 共同住宅の1階で出火した火災において、居住者が廊下に設置してあった消火器を使用して消火しようとしたところ、消火器の安全栓が腐食していて引き抜くことができず、使用できなかった。
- ・ 消火訓練において、学校の廊下に設置してあった消火器を使用しようとしたところ、消火器のノズルから薬剤が噴出せず、突然キャップが破損し、本体内部の圧力の反動で跳ね上がった消火器が顔面にあたり、受傷した。

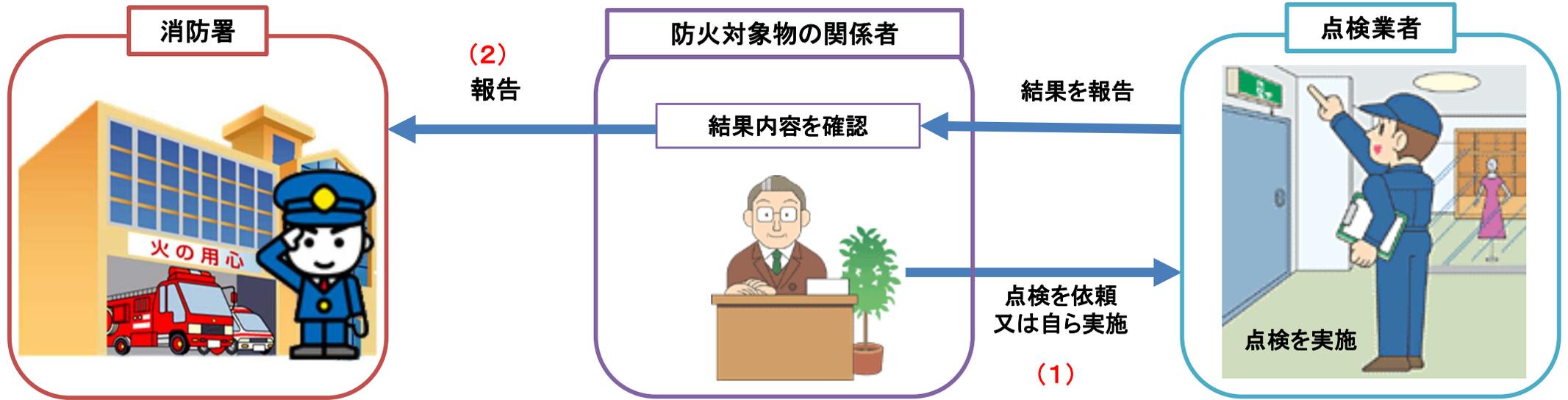
- そのため、消防法第17条の3の3において、防火対象物の関係者に対し、消防用設備等（特殊消防用設備等）の定期点検を義務付けている。

規制に至る背景・変更経緯等

- 昭和40年代の後半に発生した大阪市千日デパートビル火災（死者118人、負傷者81人）、熊本市大洋デパート火災（死者100人、負傷者124人）などを受けた消防審議会の答申（昭和49年1月30日）において、「消防用設備等の維持管理の徹底を図るため、消防機関による完成検査及び防火対象物の関係者による定期的な点検報告を義務付けるよう消防法の改正を行うこと」とされ、昭和49年法律第64号により、消防用設備等の点検報告制度を創設。
- 「規制改革三か年計画」（平成14年3月29日閣議決定）において、「技術革新に対して柔軟に対応できるよう、仕様規定となっている基準については原則としてこれをすべて性能規定化するよう検討を行うべき」とされたこと等を踏まえ、消防審議会の答申（平成14年12月24日）において、「消防法令に、従来の仕様規定に加えて、技術上の基準についても性能規定を導入することが必要である」とされ、平成15年法律第84号により、消防用設備等に代えて、同等以上の性能を有するものとして総務大臣の認定を受けた特殊消防用設備等を設置することができることとし、点検報告制度に特殊消防用設備等を追加。

3 制度の概要

制度の全体像



(1) 消防法第17条の規定により消防用設備等又は特殊消防用設備等を設置し、及び維持しなければならない防火対象物の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等について、定期に、消防設備士若しくは消防設備点検資格者に点検させ又は自ら点検しなければならない。

(2) 防火対象物の関係者は、点検結果を以下の期間ごとに消防長又は消防署長に報告しなければならない。ただし、特殊消防用設備等にあつては、設備等設置維持計画に定める点検の結果についての報告の期間ごとに報告する。

- ① 特定防火対象物※ 1年に1回
- ② 上記以外 3年に1回

※ 特定防火対象物とは、百貨店、旅館、病院、地下街、複合用途防火対象物など、防火対象物で不特定多数の者又は災害時に援護が必要な者が出入りする施設（消防法施行令別表第1の(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項又は(16の3)項に掲げる防火対象物）

<消防法施行令別表第1（主な用途）>		
(1) 項：劇場、映画館	(4) 項：百貨店、マーケット、物品販売店	(16) 項イ：複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項～(4)項、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(2) 項：カラオケ	(5) 項イ：旅館、ホテル	(16の2) 項：地下街
(3) 項：飲食店	(6) 項：病院、診療所、社会福祉施設	(16の3) 項：準地下街
	(9) 項イ：蒸気浴場、熱気浴場	

点検対象となる防火対象物数

○ 消防法第17条の3の3の点検対象となる全国の防火対象物数は、417万1229件（令和3年3月末時点）。

4 定期点検の現場の実情②

何を、どのように定期点検を行っているか

- 消防用設備等の点検の基準については、消防庁長官告示（昭和50年消防庁告示第14号）において、設備ごとに定められており、外観により、設備の外形に変形・損傷・著しい腐食等がないか等を確認するとともに、機器を操作・作動させることにより、設備の機能等が正常であるかを確認する内容となっている。

【消火器の点検基準】

機器点検（一部抜粋）

■設置状況

ア 設置場所

通行又は避難に支障がなく、かつ、消火器については消火薬剤が凍結、変質等のおそれの少ない場所で、使用に際して容易に持ち出すことができる位置にあること。

イ 設置間隔

防火対象物の各部分からそれぞれ当該消火器具に至る歩行距離が規定の数値以下であること。

■消火器の外観

ア 本体容器

消火薬剤の漏れ、変形、損傷、著しい腐食等がないこと。

イ 安全栓の封

損傷、脱落等がなく、確実に取り付けられていること。

ウ 安全栓

変形、損傷等がなく、確実に装着されていること。 等



本体容器の点検イメージ
(底部の例)

【自動火災報知設備の点検基準】

機器点検（一部抜粋）

■感知器

ア 外形

変形、損傷、脱落、著しい腐食等がないこと。

イ 警戒状況

(ア) 未警戒部分…未警戒の部分がないこと。

(イ) 感知区域…設定が適正であること。 等

ウ 熱感知器(自動試験機能若しくは遠隔試験機能を有する自動火災報知設備に係る熱感知器又は多信号感知器を除く。)

(ア) スポット型…確実に作動し、かつ、警戒区域の表示が適正であること。 等

※このほか、煙感知器や炎感知器等の点検項目が定められている。



感知器の例



感知器の点検イメージ

■発信機

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。

ウ 表示

適正であること。

エ 押しボタン及び送受話器

押しボタン又は送受話器を操作した際、確実に作動すること。

なお、確認灯のあるものにあつては、点灯すること。

オ 表示灯

変形、損傷、脱落、球切れ等がなく、正常に点灯していること。 発信機の点検イメージ



発信機の例



発信機の点検イメージ

総合点検

■同時作動

機能が正常であること。

■煙感知器、煙複合式感知器又は熱煙複合式感知器の感度(自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)

感度が正常であること。

■地区音響装置の音圧

規定値以上であること。

■総合作動(自動試験機能を有する自動火災報知設備を除く。)

非常電源に切り替えた状態で、任意の感知器を加熱又は加煙した場合に、火災表示、注意表示(アナログ式の自動火災報知設備に限る。)及び音響装置の鳴動が正常であること。

- 特殊消防用設備等の点検の基準については、設備等設置維持計画で定めることとされている。

※ 設備等設置維持計画とは、消防用設備等に代えて特殊消防用設備等を設置する場合に、防火対象物の関係者が自ら定め、総務大臣の認定を受けたもの。

4 定期点検の現場の実情③

先行的な取組事例（自動火災報知設備の自動試験機能について）

- 消防庁においては、消防用設備等ごとに、新たな技術が開発された場合には当該技術を活用することによる点検基準の合理化を進めてきたところ。

例えば、自動試験機能を有する自動火災報知設備については、「異常が記録装置に記録されていないこと」を定期確認することで、機器点検における感知器の機能試験や総合点検における感知器の感度試験などの点検項目を免除することが可能となるよう、消防庁告示の改正を行っている。

告示改正前

- <機器点検>
感知器の機能点検、蓄積機能、二信号機能 → 6月に1回点検
- <総合点検>
感知器の感度試験、総合作動試験 → 1年に1回点検



感知器の機能試験
(機器点検)



感知器の感度試験
(総合点検)



告示改正後

自動試験機能を有する自動火災報知設備については、“異常が記録装置に記録されていないこと”を機器点検（6月に1回ごと）において確認することで、左記の点検（感知器の機能点検等）について、免除可能。



異常が記録装置に記録されていないことの確認

5 現状のPHASE

PHASE番号及び当てはめ理由

○ 消防用設備等における点検

現状のPHASE：1-①

当てはめ理由 → 消防用設備等については、消防法令により点検基準や点検期間について規定しており、代替手段による点検や期間の延長について規定していない。

○ 特殊消防用設備等における点検

現状のPHASE：2

当てはめ理由 → 特殊消防用設備等については、防火対象物の関係者が自ら定める設備等設置維持計画により、点検基準や点検期間を定めるよう規定している。

<関係法令（抜粋・再掲）>

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の6

- 1 法第17条の3の3の規定による消防用設備等の点検は、種類及び点検内容に応じて、1年以内で消防庁長官が定める期間ごとに行うものとする。
- 2 法第17条の3の3の規定による特殊消防用設備等の点検は、第31条の3の2第6号の設備等設置維持計画に定める点検の期間ごとに行うものとする。

消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年消防庁告示第9号）

第2 点検の内容及び点検の方法

点検の内容及び点検の方法は、次のとおりとする。ただし、特殊消防用設備等にあつては、法第17条第3項に規定する設備等設置維持計画によるものとする。

- 1 機器点検 次の事項について、消防用設備等の種類等に応じ、別に告示で定める基準に従い確認すること。
 - (1)～(3)略
- 2 総合点検 消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類等に応じ、別に告示で定める基準に従い確認すること。

(特殊消防用設備等の設置等設置維持計画について)

消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の3の2

法第17条第3項に定める設備等設置維持計画には、次の各号に掲げる事項について記載するものとする。

- 一 防火対象物の概要に関すること。
- 二 消防用設備等の概要に関すること。
- 三 特殊消防用設備等の性能に関すること。
- 四 特殊消防用設備等の設置方法に関すること。
- 五 特殊消防用設備等の試験の実施に関すること。
- 六 特殊消防用設備等の点検の基準、点検の期間及び点検の結果についての報告の期間に関すること。
- 七 特殊消防用設備等の維持管理に関すること。
- 八 特殊消防用設備等の工事及び整備並びに点検に従事する者に関すること。
- 九 前各号に掲げるもののほか、特殊消防用設備等の設置及び維持に関し必要な事項に関すること。

6 PHASEを進めるための課題（論点）①

PHASEを進めるための課題（論点）①

新技術等の導入による、機器・点検項目ごとの検査手法を定める規制の技術中立化、点検項目の廃止・統合、検査周期の延長等の検討

○ 今後のデジタル技術の活用可能性及び課題（論点）については、消防用設備等ごとの点検項目によって異なる。

（1）外観確認による点検項目

<課題（論点）>

- ①事故※を防止するための消火器の底面の確認など、遠隔カメラ等のデジタル技術を活用した確認が容易ではない箇所の存在。
※過去（平成21年）に大阪市東成区の屋外駐車場において、老朽化して腐食が進んだ消火器が破裂し、子供1名が受傷（重傷）するという事故が発生している。
- ②異常の程度の判別や適否の判定が可能なデジタル技術の開発。
- ③デジタル技術の活用に係るコスト（現在の方法と比較した場合の経済性）。

（2）設備の操作や作動を伴う点検項目

<課題（論点）>

- ①デジタル技術を活用した遠隔での操作や作動が可能な機能の開発（例：自動火災報知設備の自動試験機能）。
- ②異常の程度の判別や適否の判定が可能なデジタル技術の開発。
- ③デジタル技術の活用に係るコスト（現在の方法と比較した場合の経済性）。

【（例）自動火災報知設備の場合】

<点検基準（抜粋）>

■発信機

ア 周囲の状況

周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。

イ 外形

変形、脱落、著しい腐食、押しボタンの保護板の損傷等がないこと。

ウ 表示

適正であること。

（1）外観確認による点検項目

エ 押しボタン及び送受話器

押しボタン又は送受話器を操作した際、確実に作動すること。なお、確認灯のあるものにあつては、点灯すること。

（2）設備の操作や作動を伴う点検項目

課題への対応案

消防用設備等の各点検項目について、デジタル技術で同等の点検効果が期待でき、代替可能なものについて対応。

- ・ 同等の点検効果が期待できるデジタル技術のシーズ・ニーズを調査。
- ・ 調査結果に基づき、把握されたデジタル技術について、代替可能であるかについて確認。

6 PHASEを進めるための課題（論点）②

PHASEを進めるための課題（論点）②

検査周期の延長や第三者検査の免除等を認める事業者認定制度の検討

- 消防用設備等又は特殊消防用設備等は、火災が発生した場合にはじめて使用されるものであり、いついかなる時に火災が発生してもその機能を有効に発揮できるものでなければならないことから、必要な点検を求めているものである。
- 防火対象物は多種多様。
- 現在の制度においても、防火対象物の関係者は、消防用設備等に代えて、同等以上の性能を有するものとして総務大臣の認定を受けた特殊消防用設備等を設置することができる。この場合、当該設備の点検の基準や点検の期間等については、防火対象物の関係者が自ら定めることができる設備等設置維持計画によることとなっている。

課題への対応案

- ・ デジタル技術の活用により同等以上の点検効果を確保できるものが開発された場合、特殊消防用設備等として認定。

PHASEを進めるための課題（論点）③

点検結果の報告手続のオンライン化・システム化

- 防火管理者選任届出や消防用設備等の点検報告などの各消防本部に対する各種手続はこれまで主に書面の提出により行われてきた。
- 各消防本部において電子申請を受け付けるためのシステム構築を行う場合の人的・財政的な負担にどのように対応するか。

課題への対応案

- ・ 令和3年（2021年）12月に、デジタル庁の協力を得てマイナポータル・ぴったりサービスに電子申請フォームをプリセットするとともに、それを活用した電子申請等の導入に関して「火災予防分野の各種手続における電子申請等導入マニュアル」（以下「導入マニュアル」という。）を取りまとめ、各消防本部に対して技術的助言を実施。
- ・ 導入マニュアルやアドバイザーによる導入支援等を通じ、令和4年度中に電子申請等の受付を開始できるように、各消防本部における積極的な取組を促進。

課題が解決されれば進めることができるPHASE番号

めざすPHASE : 2

PHASE番号が進むことにより期待される成果

次のような成果が期待されるデジタル技術の開発や導入が図られていくことが望ましいと考える。

- 点検作業の効率化が図られる。
- 点検に係る費用の削減が図られる。
- IoT等の新技術の導入による消防用設備等の機能や維持管理技術の高度化が図られる。